

三

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、
臨床研修了登録証を交付する。

第十六条の七 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の八 この節に規定するもののか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の三第一項及び第三項の研修医の定員の定め、第十六条の六第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 その他の研修

第十六条の九 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制）をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聽かなければならぬ。

第十六条の十一 厚生労働大臣は、医師が、長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、自ら診断書若しくは処方せんを交付し、自ら診察しないで治療をし、正當な事由がなければならぬ。

医療に関する最新の知識及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に關し、必要な措置の実施を要請することができる。

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したもののは、前条の規定にかかるらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

第十八条 医師でなければ、医師又はこれに紛わしい名称を用いてはならない。

第十九条 診療に從事する医師は、診察治療の求められた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら診察しないで治療をし、正當な事由がなければならぬ。

ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検査をしないで検査書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合には交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十二条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たつている者が処方箋の交付を必要としない旨を申し出した場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一 暗示的効果を期待する場合において、処方箋を交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方箋を交付することが診療又は疾病的予後について患者に不安を与え、その疾病的治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

四 診断又は治療方針の決定していらない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合

七 覚醒剤を投与する場合

八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

第二十三条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の看護に当たつている者に対して処方箋を交付したもののみなす。

第二十四条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

第二十七条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に医師試験委員を置く。

第二十八条及び第二十九条 削除

第三十条 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第二十九条 雜則

第三十条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他政令で定める事項を公表するものとする。

第三十一条 第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらはその規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者
三 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第七条第一項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項又は第二十四条の規定に違反した者
二 第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第三十七条 国民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

附 則 **抄**
この法律は、公布の日から施行する。

第三十八条 この法律は、公布の日から施行する。

第三十六条 旧法又は医師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧医師法という。）によつて医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて医師免許を受けた者とみなす。旧医師法施行前に医術開業免状を得た者についても同様である。

第三十九条 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台灣總督、樺太厅長官、南洋庁長官若しくは満洲駐さつ特命全權大使又は満洲國の医師免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第四十条 旧法若しくは旧医師法によつてした医師免許の取消处分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第四十一条 旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又はわらず、医師免許を受けることができる。

第四十二条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二条の規定にかかる。

第四十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）附則第三条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大學又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又

は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。

第四十四条 国は、当分の間、都道府県に対し、医業については、なお従前の例による。

第四十五条 昭和二十年八月十五日以後に、朝鮮総督、樺太厅長官、南洋庁長官若しくは満洲駐さつ特命全權大使又は満洲國の医師免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第四十六条 旧法若しくは旧医師法によつてした医師免許若しくは医業免許を受け、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の医業免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年五月一日から施行する。

第四十七条 旧法又は旧医師法による医籍の登録は、これをこの法律による医籍の登録とみなす。

第四十八条 旧法又は旧医師法によつてした医師免許の取消处分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第四十九条 旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又はわらず、医師免許を受けることができる。

第五十条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十一条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十二条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十三条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十四条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十五条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十六条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十七条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

第五十八条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとする。

1 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

3 附 則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

4 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

11 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

12 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

13 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

14 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

15 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

16 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

17 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

18 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

19 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

20 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

21 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

22 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

23 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

24 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

25 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

26 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

27 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

28 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

29 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

30 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

31 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

32 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

33 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

34 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

35 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

36 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

37 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

38 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

39 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

40 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

41 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

42 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

43 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

44 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

45 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

46 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

47 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

48 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

49 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

50 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

51 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

52 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

53 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

54 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

55 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

56 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

57 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

58 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

59 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

60 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

61 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

62 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

63 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

64 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

65 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

66 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

67 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

68 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

69 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

70 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

71 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

72 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

73 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

74 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

75 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

76 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

77 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

78 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

79 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

80 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

81 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

82 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

83 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

84 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

85 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

86 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

87 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

88 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

89 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

90 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

91 附 則

<p>(別に定める経過措置)</p> <p>第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p>	<p>附 則 (平成一一年一二月八日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。</p> <p>一から二十五まで 略</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>附 則 (平成一一年一二月六日法律第一</p> <p>(施行期日)</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>附 則 (平成一一年一二月六日法律第一</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律(第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置)は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律(第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置)は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律(第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置)は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十三条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四月一日</p> <p>(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)</p>	<p>第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。</p> <p>(罰則に係る経過措置)</p>
<p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

及び第三項、第十五項第一項及び第三項、第十六項、第十七項、第二十二項並びに第二十三条の規定 令和三年十月一日 四及び五略
六 第五項の規定並びに附則第十九項の規定並びに附則第二十一項中沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第一百第三項及び同項の表の改正規定 令和五年四月一日
七 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（「第十一項第一号若しくは」を「第十一項第二号若しくは」に改める部分に限る。）及び第六条の規定（医師法第六条の十一第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条の規定 令和七年四月一日
（検討）
（政令への委任）

附 則（令和四年五月二〇日法律第四七号）抄	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定（罰則に関する経過措置）	1 （施行期日）この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄	附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）	（施行期日）